



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

ページ

○ 公営企業管理規程

- *1 和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程 1
- *2 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 1

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業組織規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項の表課の部副課長の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
----	-------------------------

第8条第1項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
工業用水道管理センター	所長	上司の命を受け、当該機関が所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指導監督する。
	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	課長	上司の命を受け、当該課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

組 織	支給区分	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職		
		4種	4種	5種	6種
公営企業課			課長		副課長

				主幹
和歌山県工業用水道管理センター		所長		次長

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。